

通所介護・介護予防型通所サービス
(デイサービス)

重要事項説明書
契 約 書



重要事項説明書

1. 通所介護の目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（要介護認定、要支援認定を受けた方）に対し、心身機能の回復又は維持、日常生活上の自立を助けることを目的として、指定通所介護を提供することを目的とします。

2. 運営法人概要

- 法人名称 : 株式会社Global ^{グローバル} ^{デスティニ} Destiny
- 法人所在地 : 福岡市東区舞松原2丁目1番4号
- 代表者氏名 : 赤嶺 直基
- 実施サービス : 指定通所介護及び指定介護予防型通所サービス

3. 指定通所介護を提供する事業所

■サービス事業所の概要

事業所名	デイサービスセンター『うたし』
所在地	福岡市東区舞松原2丁目1番4号
連絡先	TEL : 092-663-8822 FAX : 092-663-8823
指定事業所番号	4070803715
実施サービス	指定通所介護及び指定介護予防通所型サービス
サービス提供地域	福岡市東区全域

■職員体制

職員の種類	常勤	非常勤	計	資格等	備考
管理者	1		1		
生活相談員	2		2	看護師	機能訓練指導員兼務 (1名)
看護職員		2	2	看護師 准看護師	機能訓練指導員兼務 (1名)
機能訓練指導員	1		1	看護師 准看護師	看護師兼務
介護職員	1	2	3	介護福祉士 介護職員初任者研修	

■ 営業日及び営業時間

営業日	休業日を除く毎日（月～土,祝）
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～16：30
休業日	日曜日・年始（1/1～1/2）

4. サービスの利用にあたりまして

1) 当社が提供致しますサービスは以下の取り扱いとさせていただきます。サービスの実施において、ご不信の点がございましたら、直ちに当事業所までご連絡下さい。

- ① サービス提供上必要な場合を除きまして、利用者様の現金をお預かりすることは一切ございません。
- ② 利用者様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑その他有価証券等をお預かりすることは一切ございません。
- ③ 利用者様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑その他有価証券等が保管されている場所をお聞きすることは一切ございません。
- ④ 利用者様及びそのご家族の個人情報の取り扱いには、守秘義務の遵守のもと細心の注意を払います。

2) 提供するサービス内容

日常生活介護	日常生活において必要な介護サービスを提供します。	
健康状態の確認	健康状態の確認を行います。	
機能訓練	体操やリハビリ等、利用者の状態およびケアプランに沿った外出や機能訓練を行います。	
レクリエーション	音楽、遊戯、園芸等、趣味・嗜好を凝らした各種レクリエーションを行います。	
入浴	入浴介助サービスを行います。	
食事	昼食およびおやつを提供を行います。	
送迎	車両による送迎サービスを行います。	
生活相談	利用者の生活、今後の対応、家族の要望等を含め、相談に応じます。	
その他	その他、必要な介護サービスを提供します。	
第三者による評価 実施状況	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	実施日： 実施内容：

5. 利用料金について

- ①詳細につきましては、別紙の「利用料金表」をご参照ください。
- ②利用料に関しては介護報酬の改定に伴い変動することがあります。
- ③キャンセル規定（食事代）

利用者様の都合でお休みされる場合は、発注の都合上キャンセル料が必要です。

利用日の前営業日 午後 5 時 00 分までに連絡した場合	無料
利用日の当日連絡した場合	食事代 540 円
利用日の当日連絡がなかった場合	食事代 540 円

※利用日の前日が当事業所定休日の場合はご注意ください。

④利用料金の支払方法

当月 1 ヶ月以内の利用料金を翌月の 10 日以降に請求書を発行しますので下記の方法でお支払いください。お支払い確認後、領収書を発行します。

現金払い	専用の納入袋にてご持参ください。
口座振替 (引落し)	翌月の 26 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引落としとなります。

6. 緊急時の対応方法

主治医・ご親族等の連絡先は、予め確認させていただきます。

サービス提供中に利用者様の容態の急変等があった場合には、当該の連絡先等へ連絡します。

7. 緊急時の搬送先

利用者本人様、ご家族様からの指定搬送先がない場合、緊急時は貝塚病院へ搬送致します。

8. サービス相談窓口及び苦情相談窓口

(1) サービス事業所

電話番号	092-663-8822
受付日時	営業日(月～土、祝)の 8:30～17:30
受付部署	通所介護 担当 赤嶺 直基

(2) 法人

電話番号	092-663-8822
受付時間	営業日 8:30～17:30
備考	

(3) その他

公的な窓口が下記の通りでございます。お住いの地域担当へご相談ください。

＊福岡東区役所福祉・介護保険課

福岡市東区箱崎 2-54-1

TEL : 092-645-1071

＊福岡博多区役所福祉・介護保険課

福岡市博多区博多駅前 2-19-24

TEL : 092-419-1081

＊国民健康保険団体連合会の苦情受付窓口

福岡市博多区吉塚本町 13-47

TEL : 092-642-7859

9. 賠償責任について

(1) 当社は、通所介護のサービス提供時間中又は送迎時間中に、当社の責めに帰すべき事由により、利用者様又はそのご家族等の介護者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、下記の賠償責任保険を使用し、その損害を賠償します。

加入賠償責任保険 : 株式会社損害保険ジャパン

保険の種類 : 居宅介護事業者等賠償責任保険

損害賠償限度額 : 50,000 千円/1 事故

(2) 利用者様またはそのご家族等の介護者は、利用者様またはそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、当社のサービス従業者の生命・身体・財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、その損害賠償を請求される場合があります。

10. 個人情報の取り扱いについて

当社及びサービス従業者は、通所介護を提供する上で知りえた利用者様及びご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

なお、利用者様（又は代理人）は、正当な理由の場合のみ個人情報を使用されることを、個人情報使用同意書（別紙）をもって同意・承諾するものとします。

11. 非常災害対策について

(1) 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害対策が起きた場合に備えて、消防計画及び自然災害などに対処するための計画を策定します。

(2) 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行います。

1 2.身体的拘束等の禁止について

(1) 事業者は、サービス提供中に当たり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を原則行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。

(2) 前項ただし書きの規定に基づき、身体拘束等の行為を行った場合には、事業所は、直ちにその日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、その他必要事項について、サービス提供記録等に記録します。

1 3. 虐待防止について

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針の整備。
- ③虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 4. 衛生管理対策について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

15. 送迎について

- ①原則として、玄関までのお迎え、お送りをいたします。
- ② 身体的・環境的等の諸事情がある場合は、ご本人、ご家族様と話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスを提供させていただきます。
- ③送迎時間につきましては、交通事情等で10分以上到着が遅れる場合がございます。その際は、事業所より電話連絡いたします。10分以内の遅れはご容赦ください。
- ④利用者様の体調不良等を除き、準備等ができていない場合、他のご利用者様にご迷惑をかけてしまうため長時間待機することはいたしかねます。
- ⑤乗車中は安全のため全席シートベルトの着用をお願いいたします。
- ⑥欠席される際は前日17時30分までにご連絡ください。
- ⑦利用者様自身で往路・帰路等移動途中の事故・トラブル等に対して当施設は一切の責任を負いかねます。

【別紙】

利用料金表

国が定める介護給付費（介護報酬）の改正があった場合、当社の料金体系は、国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。

要介護サービス利用料金表

①基本サービス【地域単価 10.45 円】

9時30分～15時40分 (6時間以上7時間未満)	介護度	基本単価／日	自己負担額(1割)／日
	要介護1	584 単位	610 円
	要介護2	689 単位	720 円
	要介護3	796 単位	831 円
	要介護4	901 単位	942 円
	要介護5	1,008 単位	1,053 円
9時30分～13時40分 (4時間以上5時間未満)	要介護1	388 単位	405 円
	要介護2	444 単位	463 円
	要介護3	502 単位	524 円
	要介護4	560 単位	585 円
	要介護5	617 単位	644 円

②加算

	基本単位／日	自己負担額(1割)／日
入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位	41 円
入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位	57 円
個別機能訓練加算Ⅰ 1	56 単位	58 円
個別機能訓練加算Ⅰ 2	76 単位	79 円
口腔機能向上加算Ⅰ	150 単位／月2回	157 円／月2回
送迎減算(事業所が送迎を行わない場合)	-47 単位	-49 円／片道につき
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数×8.0%加算	

介護予防通所型サービス利用料金表

①基本サービス【地域単価 10.45 円】

介護度	基本単位	自己負担額 (1割)
要支援 1	1,798 単位/月	1,878 円/月
要支援 1 / 日割	59 単位/日	61 円/日
要支援 2	3,621 単位/月	3,783 円/月
要支援 2 / 日割	119 単位/日	124 円/日

※月の途中で要支援に変更になった場合、日割り計算により利用料金を計算します。

※送迎減算（事業所が送迎を行わない場合）・・・－49 円（片道につき）

※介護職員処遇改善加算（Ⅲ）・・・・・・・・・・所定単位×8.0%加算

その他サービス料金

①食事代

普通食	540 円/日
ムース食 カロリー調整食 低蛋白食	600 円/日

②おやつ代

おやつ（ドリンク含む）	108 円/日
-------------	---------

③レクリエーション代

材料費	100 円～300 円
-----	-------------

※材料費についてはレクリエーション内容によって料金は変わります

④オムツ・パッド代

尿パッド	12 円/1 枚
軽失禁尿パッド	12 円/1 枚
リハパンツ S サイズ	70 円/1 枚
リハパンツ M サイズ	70 円/1 枚
リハパンツ L サイズ	70 円/1 枚
リハパンツ LL サイズ	70 円/1 枚